

○恵庭市指名競争入札参加者指名基準

平成7年3月30日

訓令第3号

改正 平成8年3月29日訓令第8号

平成9年3月31日訓令第3号

平成18年8月21日訓令第13号

平成23年3月16日訓令第3号

平成24年3月7日訓令第2号

平成28年5月18日訓令第8号

第1 目的

この基準は、恵庭市契約事務規則(平成9年規則第10号。以下「契約事務規則」という。)第36条に基づき、市が発注する工事又は製造の請負、物件の購入その他(以下「工事等」という。)の契約を指名競争入札により締結しようとする場合における入札参加者の指名について必要な事項を定め、もって当該入札の厳正、かつ、公平な執行を図ることを目的とする。

第2 指名する資格者の数

指名競争入札に参加させる資格者の数は、恵庭市契約事務規則(平成9年規則第10号)によるほか、次により工事等の予定価格(当該契約の履行が2年度以上に亘る工事等の場合は、各年度における履行金額の内の最高額とする。)に応じて必要な数を指名するものとする。ただし、当該工事等が特殊な専門的技術を必要とし、かつ、資格者の数が限定されるとき又は公募型指名競争入札により行う場合は、この規定を適用しないものとする。

(工事又は製造の請負)

予定価格	資格者数
5億円以上	10者以上
1億円以上5億円未満	6者以上
1億円未満	5者以上

(物件の購入その他)

予定価格	資格者数
2,000万円以上	7者以上
80万円超2,000万円未満	5者以上

第3 指名基準

指名は、次の事項に係る資格審査日以降の状況及び事業別の用件等を審査の上、競争入札参加資格者名簿に登録された者の中から、適正な者を選考してするものとする。

1 共通事項

- (1) 著しい経営状況の悪化、資産及び信用度の低下の事実がなく、かつ、契約の履行がなされないこととなるおそれのないこと。
- (2) 契約の性質又は目的上、当該契約の履行について法令の規定に基づく許可、認可、免許、登録等を必要とするものにあつては、当該許可、認可、免許、登録等を受けていること。
- (3) 契約の性質上又は目的上、当該契約の履行について特殊な技術、機械器具又は設備を必要とするものにあつては、当該技術等を有していること。
- (4) 契約の条件から見て、当該地域の特性に精通し、業種及び規模等に応じて確実に履行できること。
- (5) 手持ち工事等の状況から見て、経営規模的に当該工事等を確実に施行できる余裕があること。
- (6) 大規模工事等については、特に施工技術等に優れるとともに、市域、近隣での同種工事及び市の発展に寄与した実績等を勘案して指名する。

2 事業別事項

(1) 工事

ア 発注工事の予定価格に応じて、恵庭市競争入札参加資格関係事務処理要綱(平成7年4月1日実施)第5条第2項の規定により算出した総合点(以下「総合点」という。)を勘案し、当該発注工事を施工する能力を有すると認められる者の中から指名しなければならない。

イ 発注工事が2年度以上に亘る全体計画の一部であるときは、単年度分の施工金額に関わらず計画全体の施工金額に応じて総合点を勘案し、計画全体を施工する能力を有すると認められる者を指名することができる。

(2) 物件の購入

ア 主たる業務(原則として「物品購入競争入札参加資格申請」時の取扱品目分類表中「大分類」2部門以内)の取扱い物件とする。

イ 特殊な物件を購入する場合で、その物件の取扱いについて実績を有する者であることが必要であるときは、国又は地方公共団体との間に当該実績を有すること。

ウ 物件の購入に際し銘柄を指定する必要があると認められる場合は、当該銘柄の物件

を供給することができること。

エ 国等の検定、基準、標準規格等に合格した物件を購入しようとする場合は、当該物件を供給することができること。

第4 指名の制限

資格者が次の各号のいずれかの者である場合は、指名をすることができない。

(1) 不誠実な行為がある者

ア 恵庭市競争入札参加資格者指名停止措置要領に基づき指名停止の措置を受けている者

イ 工事請負契約書に基づく発注者の措置要求に請負者が従わないこと等請負契約の履行が不誠実である者

ウ 市の発注工事について、関係行政機関からの情報により下請負契約関係が不適切であることが明確である者

エ アからウまでに掲げる者のほか不誠実な行為のある者

(2) 経営状況が著しく不健全である者

(3) 工事施行成績が不良である者

附 則

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成8年3月29日訓令第8号)

この訓令は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成9年3月31日訓令第3号)

この訓令は、平成9年4月1日から実施する。

附 則(平成18年8月21日訓令第13号)

この訓令は、平成18年9月1日から施行する。

附 則(平成23年3月16日訓令第3号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月7日訓令第2号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成28年5月18日訓令第8号)

この訓令は、平成28年5月19日から施行する。